

タイフェスティバル・フィンランドフェア企画運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

タイフェスティバル・フィンランドフェア企画運営等業務

2 目的

佐賀県は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンとしてタイ王国およびフィンランド共和国と交流を深めてきた。タイ王国・フィンランド共和国は佐賀県にとって特に重点を置いている連携相手国である。本イベントを通じて、タイ王国・フィンランド共和国と佐賀県との連携や関係する様々なコンテンツの対比・組み合わせ・融合等のコラボレーションを県民に知ってもらう機会をつくり、今後の交流や更なる取組の創出につなげていくことを本事業の目的としている。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）2 月 27 日（金曜日）までとする。

4 事業概要

（1）タイフェスティバル in SAGA シリーズ 9

期 間 令和 7 年（2025 年）10 月 18 日（土曜日）～19 日（日曜日）

セレモニー：

日時 上記日程のいずれかのタイミング

※出席者のスケジュールによって後日調整を行う。

出席 知事、タイ政府関係者 等

内容 タイ王立舞踊団の舞踊と合わせて実施する

会 場 佐賀県立図書館南広場（こころざしのもり）（佐賀市城内 2-1-41）
及び佐賀城公園南濠

内 容 「食」、「伝統文化」、「スポーツ」等のコンテンツを中心として、体験型の企画などを織り交ぜながら、上記の目的を達成するイベントを実施する。また、タイフェスティバル in SAGA は来年 10 周年を迎え、今年度はその機運醸成も意識しながらイベントを実施する。

《確定しているコンテンツ》

- ・タイ王立舞踊団の公演（セレモニー時含む 4～5 回程度/2 日間）
- ・「どんこ舟」乗船体験企画（佐賀城公園 南濠エリア）

※タイの“クンパワピー”や“ロイクラトン”をキーワードに企画すること。

《提案を必須とするコンテンツ案》

- ・「佐賀×タイ」フード・グルメ企画
 - ① 佐賀県産食品を使用したオリジナルタイ料理の開発・出店
 - ② タイ料理専門店の出店の確保(4-5 店舗以上)
 - ③ 上記店舗リーシングに加えて、タイグルメをフックにした集客企画・アイデアを 2-3 種類提案すること。
- ・県民に向けて「タイと佐賀の連携や取り組み」を、自然と理解を促すことのできるコンテンツの企画
- ・セレモニー時およびその前後における集客企画の考案
- ・タイおよび佐賀の文化を比較もしくは融合したワークショップ
- ・タイの雑貨や食料品を販売する物販ブースの出店

そ の 他

- ・タイ王立舞踊団招聘に関する調整業務
見積の中にタイ王立舞踊団招聘に係る調整および通訳手配、日本国内における行程コーディネート費2,000千円(税込)を計上すること
(内容)舞踊団との連絡・通訳手配は県で行い、事業者は舞踊団の移動・宿泊・出演コーディネート等に係る調整・手配を行う。
- ・同日に開催される佐賀さいこうフェスとの調整業務
見積の中にさいこうフェス調整費 900 千円(税込)を計上すること
(内容)事前チラシ・パンフレット情報掲載およびテレビ CM、警備、障害者への情報保障など
- ・ステージのメイン MC にはブンシリ氏を起用し、見積の中に MC 費用および交通宿泊費 700 千円を計上すること

(2) フィンランドフェア in SAGA シリーズ 7

期 間 令和 7 年 (2025 年) 12 月 6 日(土曜日)～7 日(日曜日)(予定)

セレモニー:

日時 12 月 6 日(土曜日)18:00～19:00(予定)

出席 知事、フィンランド政府関係者、有田町関係者 等

会 場 アリタセラ(佐賀県有田町丙 2351 番地 169)

内 容 会場となるアリタセラでは本イベント開催期間において、クリスマスツリーの設置や装飾が施され、翌週以降に別事業者によるクリスマスイベントが実施される予定である。そうした場を活用しながら

フィンランドのライフスタイルや文化、特色に沿った体験企画やコンテンツを提供すること。

《提案を必須とするコンテンツ案・施策》

- ・話題性およびフィンランドと親和性のある集客施策(2日間)
※本イベント以降に行われる上記クリスマスイベントの開催にも留意しながら施策提案を行うこと
- ・セレモニー時におけるオーロラ投影とそれに付随する演出および集客企画の考案(上記クリスマスツリーの点灯式も同時開催)
- ・県民に向けて「フィンランドと佐賀の連携や取り組み」を、自然と理解を促すことのできるコンテンツの企画
- ・フィンランドを中心とした北欧雑貨の販売
- ・“フィンランド×佐賀” フード開発を含むグルメ企画および店舗リーシング
- ・フィンランドの文化体験を目的としたヒンメリ、ファブリックパネルづくりワークショップの実施
- ・フィンランド出身国際交流員との交流ブース
- ・イベント来場者がアリタセラの既存店舗にも足を運び、店舗での購買行動を促進する企画
- ・JR 有田駅利用を想定した会場への送客施策
(例：ジャンボタクシーの運行や既存交通機関の増便など)

《確定しているコンテンツ》

- ・フィンランドデザインの展示企画
見積の中にフィンランドデザイン調整費4,000千円(税込)を計上すること
※本展示企画はフィンランドフェア会期後、一定期間展示することがある。

5 業務委託の内容

(1) イベントの企画・運営に関する業務

必要に応じて以下の業務を実施すること（イベント開催にあたり不要と判断される業務は、県と調整の上適宜割愛してよい）。

- ① イベントの企画・内容
- ② スケジュール・タスク進捗管理
- ③ イベントの運営

出演者対応、航空券・県内（会場までの）移動手段・宿泊先・食事等の手

配、通訳・翻訳の手配及び管理、出展者調整・対応、司会・スタッフ手配、進行管理、受付、案内、人員整理、誘導、会場内監視・警備、安全対策、来場者カウント、進行シナリオ、スタッフ用運営マニュアルの作成、ゲスト及びスタッフ関係者証の作成及び配布、ワークショップを実施する場合は出演者や物販に係る各種調整、その他の運営に必要な諸物品の作成及び調達 等

④ 会場レイアウト・設営

看板の制作・設置・撤去、イベント運営のために必要な什器・機材・照明・音響等の調達、設置、操作（オペレーター含む）、撤去、原状回復、受付・仮設トイレ等の場所の設営・撤去、会場内外の賑わいづくり 等

⑤ 物販（実施する場合）

売上（委託販売の場合は委託販売手数料）は全て受託者で収入し、本業務委託契約とは別会計とすること。

⑥ その他イベントの実施に必要な業務

また、イベントの開催に当たっては、県が取り組む「さがすたいる」を含むユニバーサルデザイン、多言語対応、多様性、エシカル消費などのサステナブルな社会を目指す取組に配慮すること。

※参考：さがすたいる HP「イベントづくりサポートブック」

<https://saga-style.jp/content/event/>

（２） 広報に関する業務

（Ａ）タイフェスティバル in SAGA シリーズ 9

① タイフェスティバルのロゴ含むメインビジュアルを開発し、最適と思われる掲出媒体の提案と合わせ、一貫したメディアプランを作成すること。

なお、メインビジュアルについては、今までのようなタイの文化色を全面に押し出すようなものではなく、タイフェスティバル未経験者や海外に触れたことがない層が興味を持ち、敬遠しないようなビジュアルを意識すること。ターゲットとする層および掲出媒体については、委託事業者が最も効果的と思われる方法で、自由に設定してよいものとする。

② 本イベントは「佐賀さいこうフェス」と同時開催の予定であり、佐賀さいこうフェス当日配布パンフレット内にも掲載する告知データの制作を行うこと（参考：中綴じ、仕上がり B5 サイズ、カラー4 ページ）。

③ 公式 Instagram(@thaifestival_saga)を活用した PR を日常的に行い、上記①のメインビジュアルおよびメディアプランと組み合わせた効果的な告知を実施すること

④ イベントの 1～2 週間前に、タイフェスティバルの周知及び当日のイベ

ント来場を促進するための2日間程度のプレイベントを開催すること。
(2日間は平日と土日祝日を分ける、または会場を分けるといった、それぞれ日程ごとに違う層にアプローチできるよう設定すること)

なおプレイベントは佐賀県民が多く集まる場所を会場とし、タイフェスティバルに来場したことのない層をメインターゲットとして想定し、当日の来場を訴求できる施策をプレイベント内で実施すること。

- ⑤ その他、TV、新聞、ラジオ、ホームページ等、各種情報発信媒体を活用した告知等の効果的な情報発信を行うこと。なお、更新可能な媒体を活用する場合は、随時最新の情報に更新すること。

(B) フィンランドフェア in SAGA シリーズ7

こちらターゲットとする層および掲出媒体については、委託事業者が最も効果的と思われる方法で、自由に設定してよいものとする。

- ① 公式 Instagram(@finfair_saga)を活用したPRを日常的に行い、効果的なタイミングでWEB広告を行うこと。WEB広告に関してもInstagramに限らず、最も効果的と思われる媒体・手法を選定して構わない。
- ② 事前告知パンフレットの制作および配布を行うこと。パンフレットの配布ターゲット、手法についても、最も効果的と思われるものを提案すること。
- ③ その他、TV、新聞、ラジオ、ホームページ等、各種情報発信媒体を活用した告知等の効果的な情報発信を行うこと。
なお、更新可能な媒体を活用する場合は、随時最新の情報に更新すること。

(3) その他企画・運営業務

- ① 受託者は業務に先立ち、項目ごとの進行スケジュール・業務実施体制図等を作成すること。業務の実施にあたっては、進捗状況等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県との打ち合わせを行うこと。
※同日開催を予定する近隣イベントの運営受託者等と連携しながら業務を進行すること。
- ② イベント開催時の様子をカメラマンが撮影し、サムネイルデータとともに納品すること。撮影する写真については、報告資料用としてのみでなく、次年度以降の広報素材にも使用するため、そうした点を留意して撮影指示を行うこと。
- ③ 参加者数のカウント及び参加者によるアンケートを実施・集計し、本業務の効果分析・検証、報告を行うこと。提案書には参加者のカウント方法についても記載すること。

④ その他、実施に係る業務全般を行うこと。

6 委託料の支払い

前金払、完了払

7 成果品

次に掲げるもの（紙媒体およびデータにて）を提出すること。

- (1) 本業務の実績報告を記載した業務完了報告書
 - (2) 本業務で制作した各種コンテンツ、情報発信等に係る媒体等のデータ（AI データ（アウトラインあり・なし）も含む）
 - (3) 本イベントで購入・使用した物品および制作物
- ※上記物品類は原則としてイベント終了後に県側に納品をするものとする。

8 留意事項

- 受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を統括する責任者および従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- 関係市町や関係団体等と適宜連携及び情報共有しながら進めること。
- 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行うこと。
- 使用料、出演料、謝礼、機材、設備、資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- 受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント開催の2週間前までに県（国際政策グループ）に提出すること。真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は県と受託者との協議によって決定する。
- 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うこと。
- 印刷物を作成する場合は、グリーン購入法に適用する企画の紙を使用するように努めること。
- 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）および購入備品の所有権は県に帰属するものとする。県はこれらの制作物（写真、イラスト、ロゴ、データ等）や備品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。また、

第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

- 本事業の全部を第三者に再委託することは認めない。なお、本事業の一部については、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先を申請し、県と受託者の協議により県が認めた時は第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- 個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないよう万全の注意を払わなければならない。個人情報を取り扱うに当たっては、佐賀県個人情報保護条例等を遵守すること。